

# 愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度（IT人材確保枠） 登録企業募集要領

愛媛県では、IT産業の振興・集積と県内産業のDXによる産業競争力の強化と地域経済の更なる活性化に向け、IT人材の確保を強化するため、平成30年度に創設した中核産業人材確保奨学金返還支援制度に「IT人材確保枠」を設けました。

ITスキルを有する学生や求職者が本制度に登録した県内の企業（以下「登録企業」という。）に就職した場合に、愛媛県と登録企業とで出捐した基金により、奨学金の返還を助成することとし、事業の趣旨に御賛同いただける企業を募集します。

## 1 目的

ITスキルを有する学生や求職者が登録企業に就職した場合に、愛媛県と登録企業が共同で出捐した基金により奨学金の返還を助成することで、IT人材の登録企業への就職促進と県内定着につなげることを目的としています。

※本制度の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たし、愛媛県の認定を受けている者とします。

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金の貸与を受け、対象期間（10月～翌年9月）に奨学金を返還している又は返還を予定している者
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構が定めるITスキル標準レベル2以上の情報処理技術者試験に合格している者
- ・ 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する卒業前年次又は卒業年次の者若しくは既卒者であって登録企業への就職を希望する者（応募時点において、登録企業に雇用されている者を除く）

### 【ITスキル標準レベル2以上の情報処理技術者試験】

レベル4	ITストラテジスト試験
	システムアーキテクト試験
	プロジェクトマネージャ試験
	ネットワークスペシャリスト試験
	データベーススペシャリスト試験
	エンベデッドシステムスペシャリスト試験
	ITサービスマネージャ試験
	システム監査技術者試験
	情報処理安全確保支援士試験 (情報セキュリティスペシャリスト試験)
レベル3	応用情報技術者試験
レベル2	基本情報技術者試験

※1年当たりの助成額は、助成対象者が借り入れた奨学金に係る1年間の返還額（10月分～翌年9月分）の4/5又は20.16万円のいずれか低い額です。

## 2 対象企業

本制度の登録対象となる企業は、次に掲げる全ての要件に該当する企業とします。

(1) 助成対象者を正社員として雇用する企業で、次のいずれかの要件を満たす企業

- ア 愛媛県内に主たる事業所を有する企業
- イ 助成対象者を県内の事業所等に在籍させる企業
- ウ 助成対象者を県内の事業所等で在籍させることを条件に雇用する企業

※正社員とは、次に掲げる全ての要件を満たす労働者とします。

- ・ 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であること
- ・ 派遣労働者でないこと
- ・ 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること
- ・ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること

(2) 次の全ての要件を満たす企業

- ア 愛媛県暴力団排除条例第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団員等と密接な関係を有する企業でないこと
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項若しくは第5項に規定する営業を行う企業又はこれらの営業の全部若しくは一部を受託する企業でないこと
- ウ 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する企業であること
- エ 労働関係法規等の法令に違反していない企業であること
- オ その他、本制度の信頼を損なうおそれのない企業であること

### 3 登録の要件

本制度に登録するための要件は次のとおりです。

- (1) 助成対象者を正社員として雇用した場合、1年間の奨学金返還実績（10月分～翌年9月分）ごとに、当該助成対象者への助成額の1/2に相当する額を県が設置する基金へ出捐することを確約できること
- (2) 本制度を適用せずに助成対象者を雇用する場合は、事前に助成対象者の同意を得ること
- (3) 助成対象者の助成金交付申請に必要な在職証明書等を発行すること
- (4) 助成対象者の報告等、県との連携体制を構築できること
- (5) 本事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、本事業の目的以外には一切使用しないこと

※ 登録内容に変更があった場合は、速やかにその旨を御連絡ください。

※ 登録企業は、「2対象企業」及び「3登録の要件」の各号を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、助成対象者への連絡を行った後、速やかに県へ御連絡ください。

### 4 出捐について

本制度を活用し、助成を行う場合は、正社員として就業していること及び1年間の奨学金返還実績（10月分～翌年9月分）を確認するため、1年ごとに基金へ出捐していただきます。

- (1) 出捐額

助成額の1/2（年最大10.08万円/人の出捐）

(2) 出捐期間

最大7年間（最大70.56万円/人の出捐）

(3) 出捐時期（予定）

毎年11月頃に県から送付する納付通知書により12月中旬までに出捐いただくことを予定しています。

## 5 登録方法

以下に記載する登録申請フォームへ必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

(1) 電子申請フォーム

[https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=7049](https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7049)

(2) 電子申請に必要な書類

以下の書類について、登録申請フォームから電子データをご提出ください。なお、後日、必要に応じて原本の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

ア 法人登記の履歴事項全部証明書（PDFデータ）

※3か月以内に発行されたもの

イ 会社概要（様式任意：パンフレット、HP掲載内容等）（PDFデータ）

※ 県は、登録企業に登録証を交付するとともに、県ホームページや教育機関等への配布資料に企業名を掲載し、登録企業の周知を行います。登録企業においても、自社のホームページや広報物を活用し、本制度の周知に努めてください。

## 6 登録の解除

登録を解除する場合は、以下に記載する登録解除フォームに必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=7050](https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7050)

## 7 登録の取消し

次に掲げるいずれかの要件に該当するときは、県から助成対象者への連絡を行った上で、登録の取消し等の措置を行います。

(1) 申請内容等に虚偽の記述があったとき

(2) 「2対象企業」及び「3登録の要件」の各号を満たさないことが明らかになったとき

(3) 関係法令等に違反するなど、登録企業として著しく不適切であると認められたとき

## 8 実績報告

助成対象者の雇用状況について、県に報告をお願いします。（報告方法等は、随時御連絡します。）

## 9 問合せ先

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL 089-912-2506

MAIL sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）の詳細は愛媛県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>